

鳥取県美容師法施行条例（平成 12 年 3 月 28 日鳥取県条例第 19 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、美容師法(昭和 32 年法律第 163 号。以下「法」という。)及び美容師法施行令(昭和 32 年政令第 277 号。以下「政令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（美容所以外の場所において業を行うことができる場合）

第 2 条 政令第 4 条第 3 号の条例で定める場合は、出張して業を行う必要がある場合(出張して業を行うことを常態とする場合を除く。)とする。

（出張美容の届出等）

第 3 条 出張理容（反復継続して理容所以外の場所において理容の業を行うことをいう。以下同じ。）については、それが行われる日の 7 日前までに、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者が、規則で定めるところにより、そのために使用する設備及び用具を管理する場所その他必要な事項を知事に届け出なければならない。

(1) 県内の美容所に所属する美容師が当該美容所の業務として行う出張美容（以下「美容所出張美容」という。）当該美容所の開設者

(2) 美容所出張理容以外の出張美容 出張美容を行う美容師

2 前項の届出をした者は、出張美容を行うために使用する設備、用具等について知事の検査を受け、それらが法第 8 条の措置を講ずるに適する旨の確認を受けなければならない。

3 法第 11 条第 1 項の届出と美容所出張美容に係る第 1 項の届出とが同時に行われたときは、それらの届出に係る法第 12 条の検査及び確認と前項の検査及び確認も、原則として同時に行うものとする。

4 第 1 項の届出をした者は、当該届出に係る事項に変更が生じたとき、又は出張美容をやめたとき（第 1 項各号のいずれかに掲げる出張美容をやめて同項の他の号に掲げる出張美容のみを行うこととしたときを含む。以下同じ。）は、当該変更を生じ、又は出張美容をやめた日から 7 日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（出張美容の確認証）

第 4 条 知事は、前条第 2 項の確認をしたときは、当該確認を受けた者に対し、その旨を証する書面を交付するものとする。この場合において、当該確認が美容所出張美容に係るものであるときは、それを行う美容師の数の当該書面を交付するものとする。

2 出張美容を行う美容師は、前項の規定により交付された書面を、それを行う際に客に提示しなければならない。

（出張美容の立入検査）

第 5 条 知事は、必要があると認めるときは、当該職員に、出張美容を行う美容師がその

ために使用する設備、用具等を管理する場所、出張美容を行う場所等に立ち入り、法第8条の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(美容を行う場合の衛生措置)

第6条 法第8条第3号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 作業中は、専用の作業衣を着用すること。
- (2) 客1人ごとの作業前には、手指を消毒薬で消毒し、又はせっけんで洗浄すること。
- (3) 出張美容を行う場合にあっては、前2号に掲げるもののほか、次に掲げるところによること。
 - ア 作業は、採光、照明及び換気が十分に行われ、かつ、床等が不浸透性材料（コンクリート、タイル等汚水等が浸透しないものをいう。）で築造されている場所又は不浸透性のシート等で覆われている場所で行うこと。
 - イ 美容器具その他の美容用資器材は、消毒済のものを使用済のものとを区分し、衛生的かつ安全に収納して携行すること。
 - ウ 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生資材を携行すること。

(美容所の確認証)

第7条 知事は、法第12条の確認をしたときは、当該美容所の開設者に対し、その旨を証する書面を交付するものとする。

- 2 美容所の開設者は、前項の規定により交付された書面を、当該美容所に所属する美容師の美容師免許証又は美容師免許証明書の写しとともに、当該美容所内の見やすい場所に掲示しなければならない。

(美容所の衛生措置)

第8条 法第13条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料を備えておくこととする。

(確認証の再交付等)

第9条 第4条第1項又は第7条第1項に規定する書面（以下「確認証」という。）の交付を受けた者は、当該確認証を亡失し、又は汚損したときは、その再交付を受けなければならない。

- 2 美容所出張美容に係る確認証の交付を受けた者は、それを行う美容師を増員したときは当該増員した美容師の数の確認証の追加交付を受け、減員したときは当該減員した美容師の数の確認証を知事に返納しなければならない。
- 3 確認証の交付を受けた者は、確認証の記載事項に変更が生じたときは、その書換交付を受けることができる。
- 4 確認証の交付を受けた者は、出張美容をやめたとき、又は美容所を廃止したときは、確認証を知事に返納しなければならない。

(手数料の徴収)

第 10 条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

- (1) 法第 12 条の規定による検査 1 件につき 16,000 円
- (2) 第 3 条第 2 項の規定による検査（同条第 3 項の規定により前号に掲げる検査と同時に行為されるものを除く。） 1 件につき 13,200 円
- (3) 第 9 条第 1 項の規定による確認証の再交付、同条第 2 項の規定による追加交付又は同条第 3 項の規定による書換交付 1 件につき 1,700 円

(手数料の減免)

第 11 条 知事は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、前条の手数料を減額し、又は免除することができる。

(規則への委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、法、政令及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 13 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 3 条第 1 項又は第 4 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第 5 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

附 則

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年条例第 28 号)

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年条例第 24 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次項から附則第 9 項までの規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 平成 21 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日までの間に、反復継続して美容所以外の場所において美容の業を行うことに関し、規則で定めるところにより行われた届出、検査及び確認、確認証の交付、再交付、追加交付及び書換交付その他の事務は、第 1 条の規定による改正後の鳥取県美容師法施行条例（以下「改正後の理容条例」という。）の相当規定により行われたものとみなす。
- 7 前項の規定により改正後の美容条例第 10 条第 2 号に掲げる事務とみなされるものについては、同条の規定にかかわらず、手数料を徴収しない。
- 8 附則第 2 項の規定により改正後の美容条例第 10 条第 3 号に掲げる事務とみなされる

ものについては、1件につき1,700円の手数料を徴収する。

9 附則第5項の規定は、前項の手数料について準用する。